

令和 5 年 11 月 30 日
開会 17 時 00 分

○神谷議長

皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は 15 人で、定足数に達しております。

よって、令和 5 年第 4 回宗像地区事務組合議会臨時会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布をしているとおりであります。

これより、日程に入ります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、15 番 高山賢二議員、1 番 川内亮議員を指名いたします。

日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

異議なしと認め、会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 「諸報告及び提案概要説明」を行います。

原崎組合長から、令和 5 年第 4 回臨時会招集に当たり、挨拶ならびに報告事項があれば、お受けいたします。原崎組合長。

○原崎組合長

皆様こんばんは。

本日、令和 5 年第 4 回議会臨時会の開催に当たりまして、ご挨拶と提案説明を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、本臨時会にご出席を賜りましてお礼申し上げます。

本日の臨時会では、4 件の議案につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

早速ですが概要説明でございます。

第 34 号議案は、一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項に基づき専決処分を行ったため、報告をし、承認を頂くものでございます。

第 35 号議案は、予定価格 2,000 万円以上の高規格救急自動車及び積載資器材の購入契約に伴いまして、議会の議決を求めるものでございます。

第 36 号議案は、令和 5 年の人事院の勧告に伴い、給与条例等の一部を改正するものであります。

第 37 号議案は、給与条例等の改正を踏まえ、一般会計において、職員人件費等の予算を補正するものとなっております。

以上、いずれも重要な案件でございまして、よろしくご審議いただきまして、承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、報告並びにご挨拶とさせていただきます。

○神谷議長

以上で、原崎組合長の挨拶並びに報告を終わります。

日程第 4 第 34 号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第34号議案をご説明いたします。

議案書の34ページをお開きください。

第34号議案 専決処分の承認について

令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第5号）について、令和5年10月31日付けで専決処分したので、報告し、承認を求める。令和5年11月30日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり定めた。

提案理由でございます。

指定寄附金を採納し、高規格救急自動車及び資器材の購入を行うため、令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第5号）を定める必要が生じたが、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものである。

補正予算の説明をいたします。議案書の次のページ、補正予算書の1ページをお開きください。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,470万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,009万7,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、表でご説明いたします。4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正でございます。4款 消防費、1項 消防費、事業名 救急車更新事業費、金額3,470万3,000円を追加するものです。

製作着手から10か月程度の期間を要すると見込んで、繰越明許費を計上したものです。

次に、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。

まず、歳入の説明を行います。10、11ページをお開きください。

9款 寄附金、1項 寄附金、2目 指定寄附金は、補正前の額3,399万9,000円に対し、3,470万3,000円を増額しています。

次に、歳出の説明に入ります。12、13ページをお開きください。

4款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費は、補正前の額21億6,312万9,000円に対し、3,470万3,000円を増額し、21億9,783万2,000円としています。

これは、説明欄にありますとおり、高規格救急自動車及び資器材の購入費です。

それでは、専決の理由について、消防長から具体的に申し上げます。

○神谷議長

牧消防長。

○牧消防長

消防長の牧です。どうぞよろしくお願ひします。

このたび、宗像地区の個人の方から、高規格救急自動車の購入資金を寄附したいとの申し入れがありました。

お話を伺いますと、この方はご家族が救急自動車で搬送された経験があり、何か地域に貢献できたらという思いから、高規格救急自動車の購入資金としてご寄附いただく運びとなりました。

少しでも早く新しい救急自動車を活用してほしいとの寄附者の意向をくみとりまして、専決予算を定め、車両及び資器材購入の仮契約をさせていただいたものでございます。

以上で、第34号議案 令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の承認についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第 34 号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 34 号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 5 第 35 号議案「財産の取得について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 35 号議案をご説明いたします。議案書の 35 ページをお開き下さい。

第 35 号議案 財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。令和 5 年 11 月 30 日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

1 取得する財産の種類等 高規格救急自動車（1 台）、高規格救急自動車積載資器材（1 式）

2 取得価格 3,470 万 3,448 円（うち消費税及び地方消費税の額 315 万 78 円）

3 契約の相手方 福岡市博多区半道橋 1 丁目 9 番 10 号 日産自動車販売株式会社福岡支社
支社長 高橋浩介

提案理由でございます。

宗像消防署に配置する高規格救急自動車 1 台及び高規格救急自動車積載資器材一式を購入するため、令和 5 年 11 月 17 日随意契約により契約の相手方を定めましたが、その者と物品売買契約を締結するにあたり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成 19 年宗像地区事務組合条例第 29 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件は、宗像地区内の個人の方からの指定寄附金を受けて高規格救急自動車及び積載資器材を取得しようとするものでございます。契約の相手方は、寄附者の意向により、日産自動車販売株式会社福岡支社 1 者に限定しました。なお、納入期限は令和 6 年 9 月 30 日としております。

高規格救急自動車の概要につきましては、消防長からご説明いたします。

○神谷議長

牧消防長。

○牧消防長

別紙「第 35 号議案関係資料」をご覧ください。

今回の寄附を受けまして、傷病者等を医療機関へ搬送する高規格救急自動車と救急救命処置で使用する積載資器材を購入させていただくことになりました。資料の写真の左側が高規格救急自動車で、右側が積載資器材のイメージ写真でございます。

取得する高規格救急自動車のベースは4輪駆動の日産キャラバンで自動ブレーキなどの機能を備えています。また、積載資器材には、自動心臓マッサージ器や患者監視装置などが含まれております。

最後に契約額の内訳についてですが、高規格救急自動車が税込みで 2,167 万 8,140 円、積載資器材が税込みで 1,297 万 2,718 円、税金保険関係の非課税分が 5 万 2,590 円となっております。以上で、第 35 号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので討論を終結いたします。

これより、第 35 号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 35 号議案は原案のとおり可決されました。次に入ります。

日程第 6 第 36 号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例及び宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 36 号議案を説明いたします。議案書の 36 ページの 1 をお開きください。

第 36 号議案 宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例及び宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和 5 年 11 月 30 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

提案理由

令和5年的人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例及び宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

改正の内容については、本日、机上に別途お配りしました【第36号議案関係資料】で説明いたしますので、そちらをご覧ください。まず、1点目は、給料表の改定です。

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定するものです。平均改定率1.5%となります。初任給については、大卒12,600円、高卒13,800円の引上げとなります。

この改正は、一般の職員に対しまして、令和5年4月1日までさかのぼって、適用します。

1点目は、期末・勤勉手当の支給率の改定です。民間の支給状況に見合うよう、一般職の年間の支給割合を、現行4.4月から0.1月分引き上げ、4.5月に、再任用職員の年間の支給割合を現行2.3月から0.05月分引き上げ、2.35月に改定します。

資料の表をご覧ください。

令和5年度改正前、令和5年度改正後及び令和6年度以降の支給割合を示しております。一般職の令和5年度改正後については、12月の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.05月引き上げ、年合計支給率を4.5月といたします。

令和6年度以降については、6月分と12月分の期末手当及び勤勉手当がそれぞれ均等になるよう割り振って、年合計支給率を4.5月といたします。再任用職員の令和5年度改正後については、12月の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.025月引き上げ、年合計支給率を2.35月といたします。

令和6年度以降については、6月分と12月分の期末手当及び勤勉手当がそれぞれ均等になるよう割り振って、年合計支給率を2.35月といたします。

以上で、第36号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので質疑を終結いたします。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので討論を終結いたします。これより、第36号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第36号議案は、原案のとおり可決されました。次に入ります。日程第7 第37号議案「宗像地区事務組合一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 37 号議案について説明をいたします。議案書の 37 ページをお開きください。

第 37 号議案 令和 5 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 6 号）について

令和 5 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり提出する。令和 5 年 11 月 30 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

まず、今回の補正予算の概要につきまして、2 点申し上げます。

1 点目は、給与改定に伴う人件費の増額補正、2 点目は育児休業代替会計年度任用職員を新たに任用するための人件費の増額補正でございます。

補正予算の説明に入ります。一般会計補正予算書（第 6 号）の 1 ページをご覧ください。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,012 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 8,021 万 9,000 円とするものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。8 ページ、9 ページをお開きください。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、4 目 消防費負担金は、補正前の額 16 億 7,193 万 9,000 円に 2,012 万 2,000 円を増額し、16 億 9,206 万 1,000 円とするものでございます。内訳として、宗像市負担金が 1,155 万 4,000 円の増額、福津市負担金が 856 万 8,000 円の増額でございます。

次に、歳出の説明に入ります。

10 ページ、11 ページをお開きください。

4 款 消防費、1 項 消防費、1 目 常備消防費は、補正前の額 21 億 9,783 万 2,000 円に対し、2,012 万 2,000 円を増額し、22 億 1,795 万 4,000 円としております。

11 ページ説明欄上段 細目 1 職員人件費におきまして、給与改定に伴い、2 節 給料を 624 万 8,000 円、3 節 職員手当等を 549 万 6,000 円、4 節 共済費を 527 万 6,000 円、18 節 負担金、補助及び交付金を 154 万 9,000 円増額しております。また「細目 3 職員人事管理費」におきまして、育児休業代替会計年度任用職員を任用するため、2 節 給料を 120 万 1,000 円、3 節 職員手当等を 14 万 1,000 円、4 節 共済費を 21 万 1,000 円増額しております。以上で、第 37 号議案 令和 5 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○神谷議長

ないようですので質疑を終結いたします。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

（なしの声）

○神谷議長

ないようですので討論を終結いたします。これより、第 37 号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第37号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は、全て終了いたしました。

お諮りします。本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の規定に基づき、議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任いただくことに決定いたしました。これをもちまして、令和5年第4回臨時会を閉会いたします。